平成２１年（フ）第７５３号
名古屋市南区明治１丁目14番29号　グレース美波101号、開始決定時の住所名古屋市南区豊１丁目46番13号　宝マンション豊田本町203号
破産者　若林　充明
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４６号
名古屋市中川区万場４丁目1001番地　ラビデンス万場305号
破産者　藤田　正樹
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５２号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目28番地　フォーブル藤105号
破産者　濵　　博明
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８８号
名古屋市北区中味鋺３丁目1002番地　ＰＡＴＩＯ楠203号、開始決定時の住所名古屋市北区中味鋺２丁目915番地の６
破産者　岩谷　美奈
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２７号
大阪府守口市梶町１丁目３番６―401号、開始決定時の住所京都市西京区樫原釘貫５番地の18
破産者　野村　政雄
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１４号
京都市右京区西院北矢掛町41番地２、破産手続開始決定時の住所京都市左京区八瀬近衛町723番地の56
破産者　増田　敏夫
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１５号
京都市右京区西院北矢掛町41番地２、破産手続開始決定時の住所京都市左京区八瀬近衛町723番地の56
破産者　増田　要子
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０６号
神戸市東灘区西岡本１丁目15番16―201号
破産者　寺田　敬司
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７４号
神戸市長田区久保町３丁目６番11号
破産者　下浦　　晃
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８４２号
広島市西区古江上１丁目175番地２　801号
破産者　稲田　義明
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１号
長崎県大村市原口町1038番地原口借家２、開始決定時の住所長崎県大村市富の原１丁目1103番地12
破産者　籔内　　勝
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第３４３号
北海道上川郡新得町屈足緑町２丁目20番地
破産者　湊　　隆藏
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第８０号
岩手県奥州市前沢区白山字舘119番地２
破産者　及川　　主
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２０年（フ）第４９４号
山形県東村山郡中山町大字長崎4427番地１、開始決定時の住所山形県寒河江市西根２丁目６番10号
破産者　芳賀　克雄
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３号
山形市城西町５丁目７番24号　パストラルタウンＹａｍａｇｕｃｈｉ　１号、申立時の住所山形市飯塚口64番地
破産者　本間鉄三郎
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４号
山形市城西町５丁目７番24号　パストラルタウンＹａｍａｇｕｃｈｉ　１号、申立時の住所山形市飯塚口64番地
破産者　本間　昌子
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４３号
山形県尾花沢市大字下柳渡戸377番地１
破産者　岸　　清一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８２号
山形県寒河江市六供町１丁目４番20号
破産者　ＪａＪａ馬こと　鈴木　行広
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部